

## 日本ソフトボール協会公認指導者資格の取り扱いについて

日本ソフトボール協会（以下、「当協会」という）では、公式試合に出場するチームの監督・コーチは、原則として、当協会公認指導者規程に定める有資格者でなければならないと規定しています。詳細については、以下の内容をご確認ください。

（周知事項）

1. 当協会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）に出場するチームの監督・コーチは、原則として、当協会公認指導者規程「第2条」（指導者の種類）に定める有資格者でなければならない。ただし、監督・コーチが資格を有していない場合においては、チーム内に有資格者（監督代行になり得るもの）がいなければならない。

※日本リーグ加盟チームは別途定めによるものとする。

※上記「第2条」とは、①公認ソフトボール・スタートコーチ

②公認ソフトボールコーチ1

③公認ソフトボールコーチ2

④公認ソフトボールコーチ3

⑤公認ソフトボールコーチ4

⑥（公認ソフトボール準指導員）

⑦公認スタートコーチ（教員免許状保持者）

※上記⑥（公認ソフトボール準指導員）に関する注意事項について

この「準指導員」資格認定制度については、令和3年度をもって廃止が決定されています。また、令和3年度（最終年度）に準指導員資格の認定を実施した場合の適用期間（資格有効期間）に関しては、認定・登録年度を含め4年間となります。従いまして、公認コーチ1資格に移行される場合には速やかに共通科目Ⅰの受講を行うよう準指導員資格所持者に対しまして周知をお願いします。

※上記⑦公認スタートコーチ（教員免許状保持者）に関する注意事項について

・この公認スタートコーチ（教員免許状保持者）の資格の適用範囲は、中学生（全日本中学生大会、都道府県対抗全日本中学生大会）および高校生（全国高校選抜大会）のみとする。

※上記以外で「指導者対象講習会」については、令和3年度をもって廃止が決定されています。また、令和3年度（最終年度）に指導者対象講習会を修了した場合の適用期間（暫定資格有効期間）に関しては、指導者対象講習会修了日から1年となります。

※公認ソフトボール・スタートコーチ資格および公認スタートコーチ（教員免許状保持者）資格の権利発生については、原則資格取得者とする。ただし、本講習会の受講申込を完了している者で公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）より提示される受講番号取得者は特例措置として認める。

2. 国民体育大会の監督は、公益財団法人日本スポーツ協会「公認ソフトボールコーチ1」「公認ソフトボールコーチ2」「公認ソフトボールコーチ3」「公認ソフトボールコーチ4」のいずれかの資格を有すること。

3. 当協会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）に出場する場合の資格。

◎公認ソフトボール・スタートコーチ、コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4の資格適用種別

・生涯種別（小学生、中学生、エルデスト、エルダー、レディース、壮年、実年、シニア、ハイシニア、一般男子、教員）

・学生種別（高校）

※学生種別（高校）で、国民体育大会に出場する監督は公認コーチ1以上の資格が義務。

◎公認コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4の資格適用種別

- ・競技種別（クラブ、実業団）
- ・学生種別（大学）

※学生種別（大学）で、学生が監督をする場合はソフトボール・スタートコーチ資格で可。

◎公認スタートコーチ（教員免許状保持者）資格の資格適用種別

- ・生涯種別（中学生）大会名：全日本中学生大会（夏）、都道府県対抗全日本中学生大会（春）
- ・学生種別（高校）大会名：全国高校選抜大会（春）

令和4年4月1日 作成

令和4年6月6日 更新